

日薬業発第438号
令和5年2月15日

都道府県薬剤師会 会長 殿

日本薬剤師会
副会長 森昌平

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正について
の訂正について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」の一部改正については、令和5年2月7日付け日薬業発第430号にてお知らせしたところですが、今般、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より別添のとおり訂正の通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

正

第4 経過措置

- 1 「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（保連発 0127 第1号、保医発 0127 第3号）の第2に規定するうち次の表のやむを得ない事情に該当する保険医療機関等にあつては、第14に規定する交付対象事業完了期限(令和5年3月31日)と補助金申請期限(令和5年9月30日)を、それぞれ下表のとおり読み替えて適用することができるものとする。

やむを得ない事情	交付対象事業完了期限	補助金申請期限
(1) 令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局(システム整備中)	令和5年9月30日	令和5年12月31日
(2) オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局(ネットワーク環境事情)	令和6年3月31日	令和6年6月30日
(3) 訪問診療のみを実施する保険医療機関	令和6年3月31日	令和6年6月30日
(4) 改築工事中、 臨時施設 の保険医療機関・薬局	令和5年9月30日	令和5年12月31日
(5) 廃止 ・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局	令和5年9月30日	令和5年12月31日
(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局	令和5年9月30日	令和5年12月31日

なお、訪問診療のみを提供実施する保険医療機関については、第2の1(2)に規定する交付対象事業において、「事業(これらの事業に交付するのは、(1)の顔認証付きカードリーダーを導入した場合に限る。)」を「事業」と読み替えて適用することができるものとする。

- 2 1により読み替えた場合の算定方法は、附則第1及び2の要件に該当する場合には附則第1及び2の算定方法を適用することとする。

誤

第4 経過措置

- 1 「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（保連発 0127 第1号、保医発 0127 第3号）の第2に規定する次の表のやむを得ない事情に該当する保険医療機関等にあつては、第14に規定する交付対象事業完了期限(令和5年3月31日)と補助金申請期限(令和5年9月30日)を、それぞれ下表のとおり読み替えて適用することができるものとする。

やむを得ない事情	交付対象事業完了期限	補助金申請期限
(1) 令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局(システム整備中)	令和5年9月30日	令和5年12月31日
(2) オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局(ネットワーク環境事情)	令和6年3月31日	令和6年6月30日
(3) 訪問診療のみを実施する保険医療機関	令和6年3月31日	令和6年6月30日
(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局	令和5年9月30日	令和5年12月31日
(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局	令和5年9月30日	令和5年12月31日
(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局	令和5年9月30日	令和5年12月31日

なお、訪問診療のみを提供する保険医療機関については、第2の1(2)に規定する交付対象事業において、「事業(これらの事業に交付するのは、(1)の顔認証付きカードリーダーを導入した場合に限る。)」を「事業」と読み替えて適用することができるものとする。

- 2 1により読み替えた場合の算定方法は、附則第1及び2の要件に該当する場合には附則第1及び2の算定方法を適用することとする。